

エネルギー価格高騰対策支援給付金について

エネルギー価格高騰に伴う影響を受けている事業者に対し、事業継続に向けた活動を支援するため給付金を支給します。

1. 給付金の対象者

・製造業その他・卸売業・小売業・サービス業等を営む中小企業者（個人事業主を含む）及び、各種法律に基づき設立され事業を営んでいる法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、職業訓練法人）。

※ 桜川市で他に実施する又は、既に実施している補助金及び支援金事業に該当する医療機関、介護・障がい者施設、保育施設、公共交通機関等の事業者は、当事業の支給対象外となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

2. 対象要件

以下の要件を、全て満たす事業者であること。

- ◆市内に本店及び事業所（仮設、臨時、その他の設置が恒常的でないものを除く）を有し、市内で事業を営んでいること。
- ◆茨城県が定めた「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組」に基づく感染防止の取組を実施していること。
- ◆市税等に滞納がないこと。
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- ◆桜川市暴力団排除条例に定める暴力団に関係しないこと。

3. 給付金の額

- 1 事業者につき1回限り、5万円を給付。
事業者が複数の事業を行っている場合も、給付金は同額とする。

4. 申請書類

- ①申請書兼請求書
- ②事業に必要な許可・届出書等の写し
- ③市内に本店及び事業所を有し、市内で事業を営んでいることを確認できる書類の写し
- ④誓約書
- ⑤市税等納付状況確認に関する承諾書
- ⑥振込先が確認できるものの写し

5. 申請受付

令和4年12月1日から令和5年3月10日まで。 【郵送可能（当日消印有効）】

申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。また、商工観光課及び岩瀬・大和庁舎の総合窓口課でも配布いたします。

【問合せ・申請窓口】

桜川市役所 商工観光課 エネルギー価格高騰対策支援給付金担当
〒300-4495 桜川市真壁町飯塚911番地
電話：0296（55）1111